

月報私学

12

2016

Vol.228



学校法人原田学園鹿児島情報高等学校は創立62年の歴史を持つ学園です。最新の施設・設備を誇り、特に普通科系ではアクティブラーニングを取り入れた教育を実践しています。生徒たちのイベントとして永田川クリーン作戦や情報音楽祭など地域に密着して行っています。また、日商簿記1級や応用情報処理技術者やTOEIC965など資格取得の実績も上げています。

写真提供：学校法人 原田学園（鹿児島県鹿児島市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／平成28年度 私立大学等経常費補助金第1次交付…………… 2
- 私学事業団の受配者指定寄付金制度…………… 3
- 連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」
資格は力なり・やればできる…………… 4
- 私立大学・短期大学教育の現状（短期大学編）…………… 6
- 経営実務Q & A…………… 8
- 平成28年 共済業務の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間の営業…………… 9
- 平成27年度 特定健康診査等の実施結果…………… 10
- 加入者及び被扶養者のマイナンバー収録にかかる留意点…………… 11
- 被扶養者認定申請事例集②…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の実地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成28年の会計検査院実地検査は、27年11月から28年5月までの間に、大学法人25法人に対して実施されました。

この会計実地検査は、基準等にとつて補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

一般補助の関係では、補助金算定の基礎となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では、補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか等に着目した検査が実施されます。

また、特別補助の項目についても、対象要件の解釈の誤り等により、補助金算定の対象とならない人数や経費が含まれていないか等に着目します。

なお、25年度に新設された私立大学等改革総合支援事業が前年度から検査対象となりました。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

1週間の割当授業時間数が0時間の教員を、附属研究所に勤務しているという理由で、特例区分コード12（附属研究所勤務者）を用いて申請していたが、当該教員は附属研究所の発令を受けていなかった。

【改革総合支援事業①】

タイプ1の設問「オフィスアワーの設定」の取組について「全教員について設定している」と回答していたが、一部の教員についてオフィスアワーが設定されていなかった。

【改革総合支援事業②】

タイプ2の設問「学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって行う地方自治体・地元産業界等からの意見聴取機会の設定及び聴取」の取組について、「全学部等・研究科に設け、聴取している」と回答していたが、大学院の研究科においては聴取していなかった。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加

え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事項にかかる改善策等を提出いただいております。私学事業団においては、28年度私立大学等経常費補助金事務担当者説明会においても、27年度に引き続き改善策等の具体的事例を取り上げるとともに、改革総合支援事業については、申請ミスの具体的事例を数多く取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後も、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分に確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りがないよう、ご注意ください。

平成28年度 私立大学等経常費補助金 第1次交付

28年度私立大学等経常費補助金の第1次交付については、630法人864校に対し、1458億6120万円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補導費

の5費目で、28年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、私立大学等改革総合支援事業及び特別補助については、29年3月に交付する予定です。

平成28年度 第一次交付予定額

区 分	法人数	学校数	当初予算額 千円	交付決定額 (資金交付額) 千円
大 学	法人 524	校 558	—	135,365,870
短期大学	105	303	—	10,236,054
高等専 門 校 学 校	1	3	—	259,276
合 計	630	864	317,011,659	145,861,200

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎03(3230)7300～7302・

7313、7306～7308

特別補助

☎03(3230)7303～7305

7309～7312

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

私学事業団の受配者指定寄付金制度

— 寄付金募集の際は、ぜひご利用ください —

寄付金募集に取り組んでいますか？

少子化の進行等により、学校法人を取り巻く環境がますます厳しさを増していくなか、学校法人が、これからも発展し続けるためには、収入の多様化を図ることが不可欠です。

収入の多様化には寄付金の募集が効果的であり、寄付金の獲得に努めることは、学校法人にとって大変重要な課題となっています。

受配者指定寄付金制度は、寄付者に対する税の優遇措置により学校法人が取り組む寄付金募集を支援するものです。

本制度をご活用いただき、寄付金募集にお役立てください。

受配者指定寄付金とは

受配者指定寄付金は所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金であり、**寄付者が企業等の場合には寄付額の全額を損金の額に算入することができます。**

学校法人に対する寄付金には、特定公益増進法人に対する寄付金として、一定の範囲内で税の優遇措置が設けられています。この受配者指定寄付金は学校法人にとって寄付額の全額が損金算入可能な唯一の寄付金であること

から、この制度を利用することで、より効果的に寄付募集に取り組むことができます。

なお、この制度は、寄付者が学校法人を指定して私学事業団に寄付をするものです。利用に当たっては、学校法人が募集した寄付金を、一度、本事業団にご入金いただき、その後、学校法人から事業団に提出された寄付金配付申請書により、寄付対象事業の概要や事業の支払い状況等を審査したうえで、学校法人に寄付金を配付します。

制度利用等にかかる事業団への手数料等は一切不要ですので、受配者指定寄付金として受け入れた寄付金全額が学校法人に配付されます。

利用要件

受配者指定寄付金の主な要件は、次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

- ① 広く一般に募集され、寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。
- ② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で、**緊急を要するものに充てられることが確実であること。**
- ③ すでに事業が終了している事業に充てる寄付金でないこと。

利用の状況

本制度を利用した寄付金は、年々増加しており、27年度は8760件278億円の寄付金を受け入れました。

この寄付金の配付対象となる事業は、教育研究に要する施設・設備の取得や経常的経費等、教育研究に要する事業であって、配付申請を行う年度の事業費が配付の限度額となっています。

27年度は203億円を指定された学校法人に配付しました。

利用に関するQ&A

Q どんな学校が対象ですか

A 学校法人が設置する学校教育法第一条に定める学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む）及び専修学校です。

なお、専修学校の場合は授業時間数等に関する利用要件がありますので、ご注意ください。

Q 個人からの寄付金は対象ですか

A 個人の寄付も対象となりますが、税の優遇措置の内容は「特定公益増進法人」への寄付と同じとなります。また、個人寄付には、一定の要件を満たすことにより税額控

除ができる制度も用意されていますので、学校法人において直接寄付金を受領することをお勧めしています。

なお、27年度税制改正により寄付実績等について税額控除の適用要件が緩和されていますので、この制度の活用も併せてご検討ください（学校法人への個人寄付に係る税額控除の要件の見直し）。

Q 募金期間の制限や寄付金募集の事業の事前審査はありますか

A 16年度の制度改正により、募金期間の制限や寄付対象事業の事前審査等がなくなりました。利用開始前の手続きは大幅に簡素化され、寄付者や学校法人にとって大変利用しやすい制度になっています。

ぜひ多くの方にこの制度をご周知いただき、学校法人の寄付金募集にお役立てください。皆様のご利用をお待ちしています。

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務」▼寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ④

資格は力なり・やればできる

学校法人 原田学園 理事長 原田 理幸

原田学園は昭和30年に南九州無線電信電話専門学校としてスタートし、一昨年60周年を迎えました。



南九州無線電信電話専門学校校舎

その間、昭和35年（昭和34年10月20日）学校法人原田学園設置認可）に鹿児島電波工業高等学校となり、昭和38年に鹿児島電子工業高等学校と改称、さらに平成3年に鹿児島情報高等学校（自動車専攻科を含み現在1450名在籍）と改称して今に至っています。昭和51年にこまつばら幼稚園（459名在籍）を開設、さらに昭和58年に原田学園スイミングスクール（1623名在籍）、平成元年に鹿児島キャリアア

ザイン専門学校（633名在籍）、5年に鹿児島医療技術専門学校（1118名在籍）を開設、27年からはことばの支援センター（約200名在籍）を設置し、今では全体の在籍者数が5000名を超える学園に発展してきました。そのグループから、魅力ある学校づくりの取り組みを通して実績を上げ続けている鹿児島情報高等学校を紹介します。

鹿児島情報高等学校は男女共学で、普通科系と専門系の二つのコースがあります。普通科系学科は、e-ブレップ科（※1）、ブレップ科（※2）、普通科の3学科で構成されています。専門系学科は、工業系のマルチメディア科・情報システム科（特進コースと情報システムコース）・自動車工学科・メカトロニクス科の4学科と商業系の情報処理科と福祉系の医療福祉科の計6学科で構成され、全部で9つの学科を擁する総合高校に成長しました。

※1 1年次の1月から2年次の4月までニュージーランドに留学し、英語教育を特化して難関大学進学を目指す学科

※2 グローバル教育を推進している理数科系学科で、自ら考える力に身につけ、1年次カンボジア、2年次にシンガポールでそれぞれ1週間程度の研修を行い、最終的に難関大学を目指す学科



鹿児島情報高等学校 8階建て校舎

本校の特色 ① 「資格は力なり・やればできる」の合言葉の下、28年前取り組み

本校では特に、資格取得に力を入れていて、合言葉は「資格は力なり・やればできる」です。またそれをモットーとしています。資格取得数の過去最高は一人で54資格を取得した生徒（中学時代は2年から3年まで不登校）です。生徒たちが取得した資格の種類は143種類で、今では難関資格も取得できるようになりました。

昨年は情報セキュリティスペシャリストに1名合格、県内高校生が27名合

格した基本情報技術者の資格については、本校生徒が25名（3年生14名・2年生7名・1年生4名）を占めました。さらに応用情報技術者は県内の高校生では本校のみで3名（3年生2名・2年生1名）合格しています。

特進コースの中にはこの資格を生かし、1年次に基本情報技術者、2年次に応用情報技術者を取得して、3年次にはセンター試験（87%のスコア）を利用した制度を生かし、推薦で一橋大学商学部合格した生徒もいます。日商簿記一級には昨年1名合格しています。鹿児島県の高校生はこの日商簿記一級に過去10名しか合格していませんが、うち8名が本校の生徒で、今年度その中の1名の女子卒業生が全国最年少の21歳で税理士試験に合格しています。また、司法試験に合格した卒業生もこれまでに2名輩出しています

本校の特色 ② グローバル教育への取り組み

本校はグローバル教育を推進していますが、その一貫としてe-ブレップ科ではニュージーランドへの留学、さらに今年度からブレップ科ではカンボジア並びにシンガポールでの研修を必修としています。今までに英検一級に2名、英検準一級に3名合格しています。また、TOEIC965のスコアを出し、大阪大学に進学した卒業生もいます。

本校は、不登校生を受け入れて二十数年経過していますが、この取り組みは高く評価されています。今は不登校生を受け入れている本校も二十数年前までは、年に30日以上欠席した生徒は受け入れていませんでした。ところが二十数年前のある時、その30日どころか中学校3年間全休という生徒をお願いされて受け入れたことがあり、なんと、その生徒が3年間無欠席という皆勤賞の快挙を成し遂げたのです。当時の中学校の担任は「中学校教育を考え直さなければいけない」とまで言うておられました。同時に私自身も自分の考えを大きく変換しなければならないと気づかされました。

その出来事があった時から、不登校生の合格を保留にして条件付きで受け

本校の特色 ③ 不登校生の受け入れ



ニュージーランド
留学

入れを始めたのです。その条件とは必ず校長と面接・面談することです。それは私の校長時代（24年間）から続いています。面談の中で中学校と高校の違いを理解させます。すなわち、義務教育では欠席数とか成績の如何にかかわらず進級していたものが、高校では留年することを教えます。そこでその生徒に対してどうすれば変えられるか、たった一つの宿題（課題）を出すのです。それは「明日から中学校に行きなさい」とだけ伝えます。「なぜあなたは中学校にいけないのか」は絶対に聞かないことです。これが大事なことであり、私はそこがポイントだと思っています。

現在、本校の約百名の中学時代不登校だった生徒の約7割が出席日数を欠くことなく卒業していきます。例えば資格を取得する喜びを知って自分を変えることができた生徒、難関の資格を取得して国立大学に進学した生徒、部活動で活躍する生徒等、今、生徒たちは自分たちの努力と汗で大きく変化しています。

本校の特色 ④ 「飛翔の門」

本校は、「飛翔の門」を創立50周年記念事業として制作しました。自分の夢実現を叶えた生徒を顕彰するために作った門で、そうした生徒は、美しい鐘の音の鳴る門の下をくぐりながら他

の生徒や教職員みんなから祝福され、満面の笑みで通過していきます。

生徒たちはこの飛翔の門を制作して大きく変わりました。それは資格を取得すれば顕彰されると同時に、進学・就職するときに自分の力として発揮できることに気づいたからです。また、全国工業高等学校長協会が主催するジュニアマイスター顕彰制度により卒業式の時に顕彰されることも大きく役立っております。

昭和48年の最高の資格取得数は4個だったのが次の年は8個、その次の年が16個、また翌年は32個と毎年増えてきました。その頃はどこの学校も資格取得に目もくれない時期でした。今では資格取得の高校として県内中学生にとつての憧れとなりました。

これこそ、私学だからこそできるユ



飛 翔 の 門



ニークな教育だと思っています。

生徒満足度120%と教師の取り組み

私は、生徒たちに「君たち自身この学園で学んで良かったという満足度120%感じるように汗を流せ」と言います。同時に、教師たちには「生徒たちが満足度120%達成できる環境を作るのはあなた方だよ」と言います。

鹿児島市の南部に位置する本校の近くにJR指宿枕崎線の谷山駅があります。今年の3月に高架化され、谷山駅周辺は大きく変貌しています。これをきっかけに地元の方々からますます愛され進化・成長し続ける高校、地元発展に寄与する高校、それが私の目指す鹿児島情報高校です。



高架化による谷山駅周辺の変貌

寄稿者紹介

原田 理幸（はらだ まさゆき）
昭和63年～平成24年 鹿児島情報
高等学校校長。平成12年より現
職（24年まで校長兼任）。

「教育情報集計報告《特色・取組》（平成27年度）」 私立大学・短期大学教育の現状（短期大学編）

私学経営情報センターでは、本年9月に、「私立大学・短期大学教育の現状」をとりまとめ、私学事業団ホームページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）にて公表しました。

ここでは、公表資料の中から、短期大学の取り組みについて、ご紹介します。

「私立大学・短期大学教育の現状」とは？

本事業団では、日本の私立大学・短期大学及び高等専門学校等を設置する学校法人を対象として、毎年度「学校法人基礎調査」を実施しています。この調査のうち、私立大学・短期大学が

実施している教育・研究活動等の取り組みや特色について、対象となる短期大学315校のうち、回答があった270校のデータをとりまとめたものが「私立大学・短期大学教育の現状（短期大学編）」です。

取り組みの実施状況

調査では、私立大学・短期大学が実施している多種多様な教育研究活動や学生支援の活動などに関し、あらかじめ59種類の「取組」に分類のうえ、それぞれ、大学・大学の学部、短期大学の学

それぞれ、大学・大学の学部、短期大学の学

科ごとに、実施の有無のほか、「取組の内容」、「取組の目標」、「取組についての検証と評価」、「取組を通じた学生の成績評価」について回答を得ています。

表1は、回答のあった全270短期大学について、取組名ごとに、実施している短期大学の数とその割合を示しています。

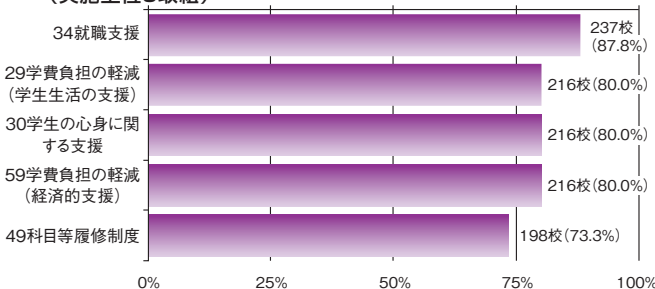
また、図1は、表1で示した各取り組みを実施している割合が高い5取組と低い5取組をグラフにしたものです。

短期大学が実施している取り組みでは、「就職支援」（237校）の割合が最も高く、「学費負担の軽減」、「学生

表1 取組の実施状況（短期大学）

区 分		短 期 大 学	
グ ル ー プ	中 分 類	取 組 名	
①カリキュラム・教育方法	カリキュラム 教育方法	01 教育内容の体系化とその充実	170校 (63.0%)
		02 教養・リベラルアーツ教育	146校 (54.1%)
		03 アクティブラーニング	132校 (48.9%)
		04 課題解決型学習(PBL)	87校 (32.2%)
		05 サービスラーニング	62校 (23.0%)
		06 少人数教育	166校 (61.5%)
②学びの支援	学びの支援	07 学びの組織的な支援	162校 (60.0%)
		08 学修成果のフィードバック	109校 (40.4%)
		09 学修ポートフォリオ	70校 (25.9%)
		10 初年次教育	137校 (50.7%)
		11 卒業調査の活用	116校 (43.0%)
		12 中途退学防止	169校 (62.6%)
		13 TA・RA・SA・メンターの活用	47校 (17.4%)
		14 入学前教育	165校 (61.1%)
		15 特色ある教育施設・設備の整備	150校 (55.6%)
		16 ラーニングコモンズ	86校 (31.9%)
		17 学生アンケートの活用	177校 (65.6%)
		18 インターンシップ	125校 (46.3%)
		19 キャリア教育	182校 (67.4%)
		20 資格取得(国家資格受験資格)	158校 (58.5%)
③学修についての評価	学修についての評価	21 アセスメントポリシー	43校 (15.9%)
		22 外部テストの活用	85校 (31.5%)
		23 学修ルーブリック	26校 (9.6%)
		24 GPAの活用	124校 (45.9%)
		25 成績評価の厳格な運用	128校 (47.4%)
		26 学修成果のフィードバック	100校 (37.0%)
		27 学修ポートフォリオ	61校 (22.6%)
④学生生活支援	学生生活の支援	28 学生寮	135校 (50.0%)
		29 学費負担の軽減	216校 (80.0%)
		30 学生の心身に関する支援	216校 (80.0%)
		31 中途退学防止	165校 (61.1%)
		32 学生アンケートの活用	160校 (59.3%)
		33 学生の自主活動	168校 (62.2%)
		課外活動	168校 (62.2%)
⑤進路・就職情報	サポート体制	34 就職支援	237校 (87.8%)
		35 進学支援	181校 (67.0%)
		36 インターンシップ	135校 (50.0%)
		37 キャリア教育	177校 (65.6%)
		38 資格取得(国家資格受験資格)	154校 (57.0%)
		39 卒業調査の活用	117校 (43.3%)
		40 外国人教員雇用・派遣受入	50校 (18.5%)
⑥国際化	外国人教員 外国人留学生受入 留学支援	41 外国人留学生受入	104校 (38.5%)
		42 海外留学・スタディ・アブロード	96校 (35.6%)
		43 ダブルディグリー	7校 (2.6%)
		修業期間の多様化	69校 (25.6%)
		44 飛び入学・早期卒業・長期履修	69校 (25.6%)
		45 学校間連携	113校 (41.9%)
		46 高大連携プログラム	131校 (48.5%)
⑦連携(研究・生涯学習を含む)	連携活動	47 産官学連携	104校 (38.5%)
		48 地域連携	182校 (67.4%)
		49 科目等履修制度	198校 (73.3%)
		50 社会人教育	122校 (45.2%)
		51 生涯学習	156校 (57.8%)
		52 ボランティア活動	178校 (65.9%)
		53 多様な研究内容	102校 (37.8%)
		54 研究施設・設備の充実	83校 (30.7%)
		55 特色ある教育施設・設備の整備	169校 (62.6%)
		56 ラーニングコモンズ	90校 (33.3%)
⑧特色ある施設等	特色ある施設	57 研究施設・設備の充実	94校 (34.8%)
		58 学生寮	131校 (48.5%)
		59 学費負担の軽減	216校 (80.0%)
		経済的支援	216校 (80.0%)
回答数			270校

図1 (実施上位5取組)



(実施下位5取組)

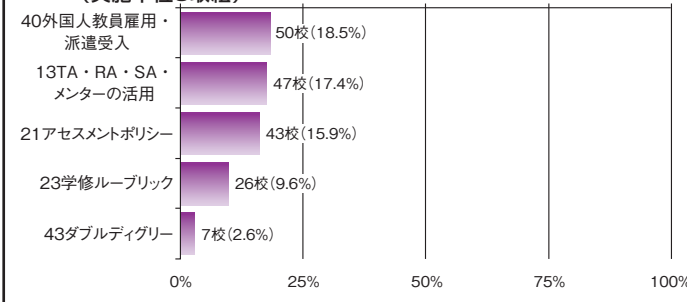


表2 取組のグループ別平均実施数(短期大学)

取組のグループ	平均実施数 ()は取組数
① カリキュラム・教育方法 01教育内容の体系化とその充実、02教養・リベラルアーツ教育、03アクティブラーニング、04課題解決型学習(PBL)、05サービスマーケティング、06少人数教育	2.83 (47.1%) (全6取組)
② 学びの支援 07学びの組織的な支援、08学修成果のフィードバック(学びの支援)、09学修ポートフォリオ(学びの支援)、10初年次教育、11卒後調査の活用(学びの支援)、12中途退学防止(学びの支援)、13TA・RA・SA・メンターの活用、14入学前教育、15特色ある教育施設・設備の整備(学びの支援)、16ラーニングコモンズ(学びの支援)、17学生アンケートの活用(学びの支援)、18インターンシップ(学びの支援)、19キャリア教育(学びの支援)、20資格取得(国家資格受験資格)(学びの支援)	6.86 (49.0%) (全14取組)
③ 学修についての評価 21アセスメントポリシー、22外部テストの活用、23学修ルーブリック、24GPAの活用、25成績評価の厳格な運用、26学修成果のフィードバック(学修についての評価)、27学修ポートフォリオ(学修についての評価)	2.10 (30.0%) (全7取組)
④ 学生生活支援 28学生寮(学生生活の支援)、29学費負担の軽減(学生生活の支援)、30学生の心身に関する支援、31中途退学防止(学生生活の支援)、32学生アンケートの活用(学生生活の支援)、33学生の自主活動	3.93 (65.4%) (全6取組)
⑤ 進路・就職支援 34就職支援、35進学支援、36インターンシップ(進路選択教育の取り組み)、37キャリア教育(進路選択教育の取り組み)、38資格取得(国家資格受験資格)(進路選択教育の取り組み)、39卒後調査の活用(進路選択教育の取り組み)	3.71 (61.8%) (全6取組)
⑥ 国際化 40外国人教員雇用・派遣受入、41外国人留学生受入、42海外留学・スタディ・アブロード、43ダブルディグリー	0.95 (23.8%) (全4取組)
⑦ 連携(研究・生涯学習を含む) 44飛び入学・早期卒業・長期履修、45学校間連携、46高大連携プログラム、47産官学連携、48地域連携、49科目等履修制度、50社会人教育、51生涯学習、52ボランティア活動、53多様な研究内容、54研究施設・設備の充実(研究活動)	5.33 (48.4%) (全11取組)
⑧ 特色ある施設等 55特色ある教育施設・設備の整備(特色ある施設)、56ラーニングコモンズ(特色ある施設)、57研究施設・設備の充実(特色ある施設)、58学生寮(特色ある施設)、59学費負担の軽減(経済的支援)	2.59 (51.9%) (全5取組)
全8グループ	28.29 (48.0%) (全59取組)

取り組みのグループ別平均実施数

の心身に関する支援」(216校)が続いています。一方、割合が最も低いのは「ダブルディグリー」(7校)で、次いで、「学修ルーブリック」(26校)、「アセスメントポリシー」(43校)となっています。

表2は、59種類の取り組みを8グループに分類し、グループごとの平均実施数と実施割合を示しています。また、図2は、表2をリーダーチャート

にしたものです。グラフ内の太線は、八つのグループのそれぞれの実施割合を結んだものです。

実施割合が最も高かったグループは、「④学生生活支援」(全6取組中3・93取組、65・4%実施)で、次いで、「⑤進路・就職支援」(全6取組中3・71取組、61・8%実施)、「⑧特色ある施設等」(全5取組中2・59取組、51・9%実施)となっています。一方、最も割合が低かったグループは、「⑥国際化」(全4取組中0・95取組、23・8%実施)となっています。

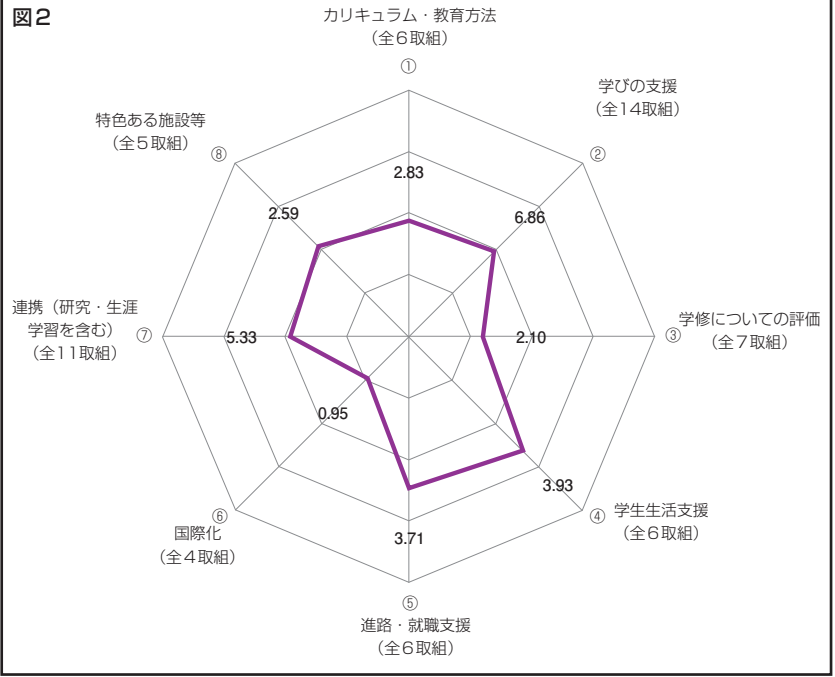
23・8%実施)で、次いで、「③学修についての評価」(全7取組中2・10取組、30・0%実施)、「①カリキュラム・教育方法」(全6取組中2・83取組、47・1%実施)となっています。

私学経営情報センターでは、従来の財務・人数等の情報に基づく経営強化のための経営相談に加え、今後は、新たに教育情報を用いることにより、教育改革の充実についても経営相談を実施していくことを検討しています。

各私立大学・短期大学におかれましても、「私立大学・短期大学教育の現状」を教育改革の参考としてご活用いただければ幸いです。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
TEL 03(3230)7852~7855
Eメール portrait@shigaku.jp

図2



経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、「ご参照ください」

目的分類による科目の設定

Q1

大科目の「教育研究経費」の小科目として「学長裁量経費」という科目を設けて、学内で採択された研究プロジェクトに対するすべての支出をこの科目で計上することはできますか。

A

学校法人会計基準別表第一の注2では「小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なもののについては、この限りでない。」と定めています。形態分類とは、支出を取引の対象に即して整理する科目分類のことで、例えば「光熱水費（支出）」や「通信運搬費（支出）」などであり、ご質問の「学長裁量経費」は形態分類には該当しません。

このような目的分類によって関連する支出をまとめる場合は、別途、中科目として設定することができますが、その場合は必ず、必要な小科目を設ける必要があります。

寄付金の計上区分

Q2

寄付金を募集する際、奨学金の基金とすることを主たる目的としましたが、施設の充実にも使用することを募集要項に記載しています。

この場合、活動区分資金収支計算書では寄付金収入を教育活動と施設整備等活動のどちらに計上すべきでしょうか。

A

活動区分資金収支計算書では、用途指定のある寄付金のうち、施設設備拡充のためという寄付者の意志が明確な場合のみ、施設設備寄付金収入とし、それ以外は、教育活動の特別寄付金収入に計上することとなります。

今回の寄付金募集は主目的が奨学金であり、施設設備拡充の目的が明確とは言えないため、教育活動の特別寄付金収入に計上することとなります。

入試のインターネット出願

Q3

本学では、入試の出願をインターネットで行った場合に入学検定料の割引を行っています。この場合、どのようにに会計処理すべきでしょうか。

A

近年、入試の出願をインターネットで行う大学等が増えてきています。

その際に、入学検定料の割引を行った場合は、学校法人の諸活動に対応する収支を総額により表すという観点から、割引前の入学検定料を収入に計上し、割引分を大科目「管理経費」の中に小科目、例えば「入学検定料免除額（支出）」等で計上することが妥当です。

高大連携事業による出前授業

Q4

本学では、高大連携事業として大学の教員が近隣の高校へ出向いて大学の教育を体験してもらう出前授業を実施しています。これにかかる交通費等の経費は「教育研究経費（支出）」か「管理経費（支出）」のいずれで処理すべきでしょうか。

A

高等学校と大学が連携することにより、意欲と能力のある高校生に大学レベルの教育研究に触れる機会として出前授業等を実施する取り組みは、大学における教育活動の一環であるといえるため、実施にかかる経費は教育研究経費で処理することとなります。

ただし、訪問先で学校案内の配布や

照明器具のLED交換工事

Q5

事務室等にある照明器具を蛍光灯からLED照明に取り換える工事を行った場合、修繕費で処理してよいでしょうか。

A

建物付属設備等の改修にあたっては、固定資産の価値を高める等の質的向上が見込まれる場合は「建物支出」とし、現状維持や補修の支出は「修繕費支出」となります。

照明のLED交換工事は、節電効果や使用可能期間の向上はありますが、固定資産の価値が高まったとはいえませんので、修繕費支出で処理することとなります。

ただし、単なる照明器具の交換ではなく、電気設備の改修などの大規模な工事を伴う場合等については、建物支出とすべき場合もありますので、留意ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

平成28年 共済業務の年間報告

【年金等関係】

●28年度年金額の改定はなし（4月）

●年金額計算の端数の取り扱いを変更（4月）

●退職等年金給付の基準利率・年金現価率の変更（10月）

●基準利率を0・32%に変更、併せて年金現価率も変更

●インドとの社会保障協定が発効（10月）

【資格関係】

●標準報酬月額・標準賞与額の上限額の改正（4月）

●短期給付等の標準報酬月額139万円、標準賞与額は年度累計額573万円に引き上げ

●加入者資格取得要件の変更（10月）

●短時間労働加入者の適用拡大と加入者資格取得要件を明確化

●標準報酬月額の下限額の改正（10月）

●8万8000円に引き下げ

【掛金関係】

●短期給付分掛金率の改定（4月）

●8・232%に改定

●介護分掛金率の改定（4月）

●1・163%に改定

●任意継続加入者にかかる標準報酬月額の算出方法と上限額の改正（4月）

●標準報酬月額・標準賞与額の算出方法を変更、上限額は38万円

●子ども・子育て拠出金の変更（4月）

●0・20%に改定

●加入者保険料率の改定（9月）

●9月から13・911%に改定

●【短期給付（医療）事業関係】

●傷病手当金・出産手当金の額の計算方法の変更（4月）

●入院時食事療養費の食事療養標準負担額の変更（4月）

●海外診療にかかる療養費・家族療養費請求時の添付書類の変更（4月）

●【福祉事業関係】

●積立貯金の利率変更（10月）

●利率を年利0・25%に変更

●【震災関係】

●平成28年熊本地震による加入者等への災害の対応（4月）・災害見舞金等の現地受付等（7月）

●【その他】

●マイナンバー（個人番号）の収集と報告を一部開始（1月）

●「私学共済ホームページ」加入者用ログインページのパスワードを変更（6月）

ガーデンパレスの年末年始期間の営業

ガーデンパレス名	12月27日から1月3日の宿泊		備 考
	休業日	料 金	
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	な し	通常料金	●12月26日21:00から12月27日9:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は12月29日から31日まで休業（1月1日17:00から通常営業）
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	な し	通常料金	●12月30日から1月3日までの夕食は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	な し	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊朝食) シングル 10,300円～ ツイン 21,000円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月1日まで ●洋食レストランは、12月29日から1月3日まで正月特別メニュー ●和食堂は、1月1日から8日まで正月特別メニュー
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	な し	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) ①1名様 12,000円 ②1名様 14,000円	●年末年始プラン期間は、12月28日から1月4日まで（料理内容により2つのプランをご用意しています） ●年末年始期間中に3階の改装工事を行います。何卒ご了承ください。 ●和食堂は、12月28日から1月5日まで17:00から21:00までの営業 ●コーヒラウンジは、12月27日から1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	な し	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) シングル 19,300円～ ツイン 36,800円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月3日まで ●和食堂は、12月31日（夕食）は休業、1月1日から3日まで限定メニュー ●洋食レストランは、12月31日（昼食）から1月4日（朝食）まで年末年始特別メニュー
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	な し	通常料金 ・ 年末年始プラン (1泊2食) 1名様 14,600円～	●年末年始プラン期間は、12月31日から1月3日まで ●洋食レストランは、1月1日から4日（朝食）まで正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日から1月3日まで年末年始特別メニュー ●1月1日・2日10:00からロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	な し	通常料金	●和食堂は、12月31日から1月3日まで年末年始特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	12月29日	通常料金	●12月29日11:00から30日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館

※通常料金については、各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。

平成27年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部保健課

平成27年度特定健康診査等（以下「特定健診等」といいます）の実施結果は、下表のとおりとなりました。

学校法人等からの特定健診等結果データの提出協力によって、27年度の実施結果については、特定健診受診率が合計で前年度の62・1％から64・0％となりました。また、受診券を送付している被扶養者の受診率も28・6％から29・6％とわずかに伸びましたが、目標に対しては大きく下回る結果となりました（表1参照）。

特定保健指導については、忙しくて受診する時間が取れない、受診機関の確保が難しいなどの理由から、実施率は加入者、被扶養者ともに低い状況が続いています（表2参照）。対象者の利便性を考慮した会場型及び学校訪問型の特定保健指導（※）も実施していますので、加入者等の健康管理にぜひお役立てください。

特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健診等結果データを受理した後、その人に適応した健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」（特定保健指導が必要な人には利用券を同封）を学

校法人等宛てに送付しています。対象者への配付及び特定保健指導の受診勧奨にご協力ください。

平成28年度特定健診等 結果データ提出時のお願い

28年度の健診結果データについては随時受け付けていますが、提出期限の直前は非常に受付件数が集中します。このため、健診データの登録作業等が集中し、クピオ等の発送が遅延する場合があります。そのような状況を避けるためにも、健診データについては、健診終了後の速やかな提出にご協力ください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル形式、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能（※）を活用できて不備データの解消にもなりますので、可能な限り電子データでの作成をお願いします。

（※）詳細については、私学共済ホームページ（事務担当者用ログインページ）▼特定健康診査・特定保健指導に掲載しています。

平成27年度特定健康診査等の実施結果報告（抜粋）

表2 特定保健指導対象者及び終了者数（単位：人）

区 分		a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a + b)
A 評価対象者数（※）		216,639	33,977	250,616
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	20,337	2,064	22,401
		(9.4%)	(6.1%)	(8.9%)
	C 積極的支援 (C/A)	18,702	610	19,312
		(8.6%)	(1.8%)	(7.7%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,478	167	2,645
		(12.2%)	(8.1%)	(11.8%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,790	43	1,833
		(9.6%)	(7.0%)	(9.5%)
目 標 等	終了者数合計 (D+E)/(B+C)	4,268	210	4,478
		(10.9%)	(7.9%)	(10.7%)
	実施率目標	21.0%	21.0%	21.0%
目 標 差		△10.1%	△13.2%	△10.3%

※健診完了者に加え、すべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含まれています。

表1 特定健診実施者数（単位：人）

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a + b)
A 対象者数	276,482	114,713	391,195
B 実施者数	216,580	33,965	250,545
実 施 率 (B/A)	78.3%	29.6%	64.0%
実施率目標	84.0%	55.0%	75.0%
目 標 差	△5.7%	△25.4%	△11.0%

平成28年度も引き続き
実施率目標達成に向けた
協力をお願いします



メタボキング

加入者及び被扶養者のマイナンバー収録にかかる留意点

業務部 資格課

本誌11月号で、平成29年1月から、「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」を提出の際にマイナンバーの記入が必要となることをご案内しましたが、マイナンバーの収集、報告に関していくつかご質問をいただいていますので、Q & A形式でご紹介します。

Q1 採用内定者について入職前にマイナンバー収集をしてもよいのですか？

採用内定者についても、正式に内定通知がなされ、確実に雇用されることが予想される場合には、その時点で用途を案内したうえで、マイナンバーを収録することができます。

特に3月に実施する4月1日資格取得加入者にかかる事前受付の際には、入職が4月1日ですと、その前に収集し、「資格取得報告書」に記載していただくことになります。

Q2 「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」提出の際に、マイナンバーの添付書類は必要ですか？

マイナンバーの確認書類は、提出していただく必要はありません。私学事業団には提出しないようご注意ください。

なお、「被扶養者認定申請書」の添付書類として提出いただく住民票は、マイナンバーの記載のないものをお願いします。また、確定申告書、廃業届等の写しで提出していただく書類については、マイナンバーをマスキングテープ等でマスキングしたうえでコピーしたものを提出してください。

Q3 「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」に書類不備があった場合、学校法人等以外の事務委託先等に返送してもらえますか？

報告書等に記載されている学校法人等所在地宛での返送に統一させていただきます。

学校法人等と学校法人等の事務委託先との間でマイナンバーにかかる安全管理対策の契約が取り交わされていることが把握しきれないこと、また、この2つの書類は大量に扱うため、仮に安全管理対策の契約書の写し等が添付されていても個別的な返送先の指定に対応することが事務処理上困難であることから、このように取り扱いますのでご了承ください。

Q4 「資格取得報告書」等でマイナンバーを誤って報告してしまいました。訂正するにはどうしたらよいですか。

「資格取得報告書」等で報告したマイナンバーが誤っていた場合には、訂正のための手続き書類をご案内しますので、私学事業団までお問い合わせください。

Q5 平成29年1月以前の加入者及び被扶養者のマイナンバーはどのように収集されるのですか？

平成28年12月までに資格取得や被扶養者認定の手続きが完了している加入者及び被扶養者は、私学事業団に登録されている情報をもとに、地方公共団体情報システム機構（通称：J-LIS）から情報提供を受け、マイナンバーの収録を行います。

住民基本台帳と情報が一致しないなどの理由でマイナンバーの特定ができなかった人については、後日、マイナンバーにかかる調査書類を学校法人等宛てに送りますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円 <	180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円 <	130万円
父母の世帯収入合計額		250万円 <	310万円

⇒ 父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入合計額のいずれも、収入限度額（合算額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円 >	180万円
母 65歳	公的年金等	130万円 <	180万円
父母の世帯収入合計額		320万円 <	360万円

⇒ 父母の世帯収入合計額は収入限度額の合算額未満で、**母**の収入は収入限度額未満なので被扶養者として**認定できますが**、**父**の収入は収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません。**

事例C	所得の種類	父母の収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円 >	180万円
母 68歳	公的年金等	120万円 <	180万円
父母の世帯収入合計額		370万円 >	360万円

⇒ 母の収入は収入限度額未満ですが、父母の世帯収入合計額（370万円）が父母の世帯収入限度額の合算額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者には認定できません。**

Q2 外国籍の家族を被扶養者に認定できますか。また、添付書類は何を用意すればいいですか。

A2

被扶養者として申請する人及び加入者の国籍は問いません。ただし、扶養する人の続柄や収入等の確認は日本国籍の人と同様に行います。添付書類として代表的な例は次のとおりです。

- ① 加入者との続柄、被扶養者の氏名・生年月日・性別が確認できる住民票など※1
- ② 被扶養者の収入を確認する書類※2
- ③ 国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届※3
- ④ 国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届※3

ポイント



- ※1 被扶養者が配偶者・子以外の場合や加入者が世帯主でない場合は住民票で対応ができないため、戸籍や本国の証明等が必要になります。外国語で記載された証明等には、必ず和訳（訳者の記名・押印が必要）を添付してください。ご不明な点は私学事業団まで個別にご相談ください。
- ※2 収入を確認する書類については、「平成28年版 事務の手引（108頁）」を参照してください。なお、最近来日し、市区町村の非課税証明書が交付されない場合は、その旨と国内外における収入がない旨を記載した口述書及びパスポートの氏名・出入国年月日の記載されている箇所の写しを添付してください。
- ※3 加入者が65歳未満で、配偶者が20歳以上60歳未満の場合に限ります。国内に居住していない配偶者も、国民年金第3号関係の届けは提出してください。

被扶養者認定申請事例集②

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請手続きは複雑で、必要な添付書類が分からないという声が寄せられています。そこで今回は特に質問の多い、父母の認定と外国籍の家族の認定について、事例をあげて説明します。

被扶養者の基本的な事項は、「平成28年版 事務の手引(91頁) 第7章 被扶養者」を参照してください。

Q1 父親(65歳)が会社を退職しました。退職後は200万円の年金収入のみとなります。また、健康保険の任意継続はしません。父親は収入限度額以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父親の被扶養者となっていた母親(60歳)を私(加入者)の被扶養者にできますか。母親は年金も他の収入もありません。なお、私の収入は600万円で、両親とは別居していますが、これからは仕送りなどをしていくつもりです。

A1

母親の認定申請をする場合、母親の収入が限度額未満である必要があります。

なお、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険(任意継続を含みます)の適用がある場合は母親を被扶養者に認定できません。父母の収入の合計額が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者に認定できません。

1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受給しておらず他の収入もない。

➡ 60歳以上の場合の収入限度額は、公的年金がないときは年収130万円未満、あるときは180万円未満です。

2) 父親は退職後は健康保険の任意継続はしない(国民健康保険に加入している)。

➡ 父親が被用者健康保険に加入していません。

3) 父母の世帯収入は200万円(父親200万円+母親は無収入)で、加入者の年収見込み額は600万円である。

➡ この場合の父母の収入限度額の合計額は310万円(父親180万円+母親130万円)です。

➡ 父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない額です。

以上1) 2) 3)の確認により被扶養者として認定できます。父親の退職年月日の翌日が事由発生年月日となり、母親の被扶養者認定年月日になります。

添付書類は次のとおりです。

①加入者及び母親の戸籍謄本

➡ 加入者との続柄、母親の生年月日、父親の状況を確認します。

②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書

➡ 父親の退職年月日を確認します。

③父親の国民健康保険証の写し

➡ 父親が被用者健康保険制度に加入していないことを確認します。

④60歳以上の母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書
(母親の記名・押印が必要)

⑤父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し

⑥母親を扶養する理由書(加入者の記名・押印が必要)

➡ 同居・別居の状況、仕送りの状況等、加入者が扶養している実態について具体的に記載してください。



被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外(年金収入を除きます)の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等を受給している人	130万円未満	180万円未満



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

「賞与等支給報告書」は、あらかじめ賞与等の支給月として報告されている予定月の前月に、学校法人等へ送付します。ただし、磁気媒体及び電算用紙による賞与等の報告を登録した学校法人等には、報告書は送付しません。

賞与等を支給したときは、支給日（同月内に複数回、賞与等を支給した場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金等は、12月21日(水)受付分までを、12月分の掛金等（1月送付）で調定する予定です。

【賞与等支給報告の注意点】

- ・賞与等の支給が無い場合は、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等を支給していない人がある場合は、該当加入者番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。抹消せずに0円や空欄の報告書を提出すると「未確認連絡書」が送付されます。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

1月4日送金分は12月15日(木)、1月23日送金分は12月28日(水)が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

加入者向広報「レター」1月号等、年金者向広報「共済だより」1月号の送付

加入者向広報「レター」1月号等を1月初旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は11月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者宛てには1月中旬に送付します。

【広報相談センター 広報班】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ログインページ

共済業務スケジュールや事務担当者の基礎知識等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは、毎号本頁の右上に掲載しています。

◎様式用紙等のダウンロード

①キーワード②内容(分類)別③用紙名(あいうえお順)の3つの方法から必要な用紙を探することができます。また、被用者年金制度の一元化によって変更となった用紙等も掲載しておりますので併せてご利用ください。マイナンバー制度に伴う「資格取得報告書」は、12月上旬に掲載の予定です。

◎加入者用ログインページ

私学共済制度の概要等、刊行物、健康管理に役立つ(メンタルヘルス等相談サービスの利用方法等)を掲載しています。ユーザー名・パスワードは、加入者向広報「レター」7月号(Vol.110)の15頁又は「私学共済ブック2016」〔保健・宿泊編〕の203頁に掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

12月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 11月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申し込み締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	貸付 1月23日送金申し込み締め切り 掛金等 11月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ)

1月の共済業務スケジュール

4日(水)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 12月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月29日(木)から1月3日(火)までの年末年始をお休みとさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含む)

12月28日(水)午後5時45分～1月4日(水)午前10時

e-マネージャ

12月20日(火)午後5時45分～1月下旬(開始日は別途ご案内します。)

※ e-マネージャの休止期間中、大学ポートレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

【通常稼動(上記のシステムを除く)】

- ・ トップページ (<http://www.shigaku.go.jp>)
- ・ 私学共済事業(共済業務)ページ
- ・ 私学振興事業(助成業務)ページ
- ・ 大学ポートレート(私学版)ページ



「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7809～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311 (代表)
(JR「札幌」駅下車、徒歩7分。又は地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分)
http://www.hotelgp-sapporo.com/

本格的な冬の到来。真っ白な雪が一面に広がる幻想的な景色を味わってみませんか！

札幌エンジョイプラン

ツインルーム 1泊(2名1室/1名様) **3,750円**
トリプルルーム 1泊(3名1室/1名様) **3,300円**

※入浴剤付のプランです。
※アーリーチェックイン14時
※朝食はチェックイン時の申し込みで通常1,350円のところ
1,200円(小学生以下無料)
※小学生以下のお子様にはキッズアメニティープレゼント
【取扱期間】平成29年2月28日まで(2月3日～12日を
除きます)



道庁・旧本庁舎



朝食(イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表)(地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩8分)
http://www.hotelgp-kyoto.com/

夕食を「京おばんざい会席」「京会席」、「洋食コース」
からお選びいただけます。

京おばんざい会席
(イメージ)京会席
(イメージ)洋食コース
(イメージ)

冬の四季彩 プラン

趣ある冬の京都でほっこりお召し上がりください！

【取扱期間】通年(年末年始を除きます) 1泊2食

スタンダードツイン(2名1室/1名様) **11,220円**

トリプルルーム(3名1室/1名様) **10,800円**



◆夕食料理は追加料金(+2,000円、+5,000円)で
グレードアップも可能です(京おばんざい会席を除く)。
◆上記料金は3月14日までの閑散期適用料金です。
3月15日以降の料金はお尋ねください。



融資事業のご案内

平成28年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表(平成28年12月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業並びに校(園)地の 買収事業等	0.38	0.31	0.41
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	0.48	0.41	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定
金利・元金据置(最大2年間)・元金
均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で安
定感のある」本事業団資金のご利用を
検討されてはいかがでしょうか。

28年度融資については、現在も受付
中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp